

## 議員定数に関する識者の意見

### 1 野村稔氏（前全国都道府県議長会議事調査部長）

【「地方議会への26の処方箋」（平成12年，ぎょうせい）から】

- (1) 議員定数について理論的根拠，あるべき基準が明示されていればよいが，残念ながら。・・・現状は大多数の地方議会が減少させているため，減少が善で，地方自治法に基づき法定数通りの議員数としているのは適正でないかのよな印象を与えている。変な話だ。減数によって浮く金額に目をとられ，反対に住民意思の反映機能，執行機関に対する批判監視機能の低下についての検討がおろそかになっているのではないかと心配する。
- (2) 執行機関をチェックする者がいなければ，地域の均衡ある適正な行政，能率的な行政，住民の要望に即応した行政を確保できない。議会の批判監視機能の低下は，最終的には住民自身がマイナスを受ける。
- (3) 残念ながら住民意思の反映は数量化できないので，マイナスを量的に，又は金額で表示できない。この反面，議会は減少した議員数でも運営できるから，弊害が生じないような印象を議員や住民に与えている。
- (4) 議員が減れば批判監視機能が確実に低下するのに，それが表面化していないだけである。

### 2 江藤俊昭氏（山梨学院大学教授）

【「自治を担う議会改革」（平成18年，イマジン出版）から】

- (1) 行政改革の波の中で，議会も同様な理論での改革が必要だと考えている人たちも多い。こうした人たちに迎合して，いまやさかんに議員定数の削減や報酬の削減が進められている。・・・それぞれの議会にとって必要な定数はどれくらいか・・・といった論点を明確にしないまま削減競争に走る姿はむしろ議会の自殺行為に思えてならない。
- (2) 従来は，議会は多様な意見を吸収し，さまざまな視点から議論する場であるがゆえに，「相当」の人数が必要であるという理解もある。しかし，多様な意見の集約は，いまや住民参加でも十分であるし・・・
- (3) 首長サイドのパワーセンターと並ぶもう1つのパワーセンターを成立させるためには，討議できる人数が必要となる。
- (4) 試案として提示すると，本会議中心主義の議会では6～10人程度，委員会中心主義の議会では6～10人×常任委員会数，したがって3常任委員会だとすれば，18～30人ぐらいが妥当となろう。

### 3 全国町村議会議長会政審幹事会小委員会

【「議員定数の考え方について」（平成12年）から】

- (1) 議員定数は、まさに議会の組織・構成の根幹となる重要な要素を占め、その多少が、本会議中心主義、委員会中心主義等議会審議のあり方、委員会の数、1委員会当たりの委員数等を規定することになる。
- (2) 委員会の数の減少は、その分1委員会当たりの所管事項が増え、委員の負担を大きくすると同時に、委員会制本来の専門的かつ効率的審議の建前を失わせることになり、また、少数の委員で実質審議を行うことになり、広く住民の意見を反映させるという議会の代表機能の低下を招きかねない。
- (3) 1委員会当たりの委員数は、本音で論議できる会議の最低構成人数とされている6～7人、そして委員会の数も執行部の部・課の大枠に対応した必要な数を確保したいものである。
- (4) 議会の代表機能という観点からは、議会は住民の年齢層、性別、職業、各地域等からまんべんなく選出された議員で構成されていることが望ましく、単に人口規模によってのみ議員定数を論じるべきでないことは言うまでもない。
- (5) 議員定数は、「行政改革」や「経費節減」といった観点からのみ論じるのではなく、人口、面積や職域等に応じた住民の多様なニーズや意思を正確に反映させることが大事であり、全住民を代表するにふさわしい数が望ましい。
- (6) 行政が複雑・多岐化する中で、専門化、細分化される事件を能率的に自由に討議する委員会が有効、適切に活動することができるように配慮すべきである。

### 4 猪野積氏（旧自治省）

【「実務地方自治法講座5」（平成2年、ぎょうせい）から】

- (1) 議員数を決定しようとする場合、二つの基本的視点が必要と考えられる。一つは、議会権能の発揮の視点である。議会の重要な機能は、地域の行政需要を的確に把握して、それを行政施策に反映させることと、首長の行政を監視して、これが専横に陥ることのないようにチェックすることである。・・・今一つは、行政改革の視点である。・・・行政改革が従来にも増して必要となっている今日、実効的な行政改革を住民の理解と協力を得て進めていくために、議会自らが率先して傷みをこらえ、定数削減を実行することの意義は大きいといえよう。